

令和8年度版

千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

— 貸付・返還のご案内 —

令和8年4月1日改訂

○貸付相談先・貸付申請書の提出先

お住まいの区の保健福祉センター こども家庭課

○貸付申請書以外の書類の提出先

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

TEL 043-209-8868 / FAX 043-312-2442

E-mail hoiku@chiba-shakyo.jp

<https://chiba-shakyo.jp/>



社会福祉
法人

千葉市社会福祉協議会

目次

1	ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（以下「住宅支援資金」という。）の概要	1
2	申請手続き等	4
3	貸付申請から貸付金交付までの手続きの流れ	5
4	貸付金交付から貸付終了後 1 年以内の流れ	6
5	返還免除・返還猶予の手続き	7
6	貸付金を返還することになった場合の手続き	9
7	ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度に関する Q&A	12
8	様式一覧	15

1 ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業（以下「住宅支援資金」という。）の概要

（１）目的

母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という）の策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組む、ひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親世帯の親の自立の促進を図ることを目的とします。

（２）実施主体

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）

（３）貸付対象者

ひとり親家庭の親であって、次の全てを満たす方を貸付対象者とします。

ア 市内の賃貸住宅に居住している方

イ 児童扶養手当を受給している方または、所得が児童扶養手当支給水準の方。

（所得が児童扶養手当支給水準を超えて１年以内の方を含む。）

ウ プログラムの策定を受けて自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

エ 貸付決定時に就業していない方の場合は、貸付期間終了後１年以内に就職し、１年間引き続き、就職を継続する意思がある方

貸付決定時に就業している方の場合は、貸付期間終了後１年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、１年間引き続き、就職を継続する意思がある方

（４）住宅支援資金の貸付金額と用途

貸付額	用途
月額７０，０００円以内	原則１２か月の範囲内で入居している家賃の実費（管理費、共益費を含む。）

※住居確保給付金など、他の支援制度と併用している場合は、家賃額と他制度により支援を受けている金額の差が貸付額の上限となります。

（５）貸付利子

無利子

（６）貸付金の交付

貸付決定後に借用書を市社協で受理し、内容を確認し、３か月分ごとに指定口座に振り込みます。

（７）貸付契約の解除

次の場合には、貸付の契約が解除になります。

ア 住宅支援資金の貸付を受けた方（以下「借受人」という。）が死亡したとき。

- イ 偽りの申込み、その他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- ウ 借受人が貸付契約期間中に契約の解除を申し出たとき。
- エ 市社協が求める書類を提出しないとき。
- オ 住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(8) 返還免除

ア 当然免除

次のいずれかに該当する場合は、返還免除を受けることができます。

(ア) 貸付決定時に就業していなかった方が住宅支援資金の貸付期間終了後1年以内に就職をし、就職から1年間引き続き就業（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間）を継続したとき。

(イ) 貸付決定時に就業していた方が住宅支援資金の貸付期間終了後1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等（※）をし、転職等から1年間引き続き就業（転職をして、就業先が複数ある場合は、それぞれの就業先を通算して1年間）を継続したとき。

※ 資格取得により給与による所得が高くなった場合や、非正規雇用から正規雇用になることで給与による所得が高くなった場合等を含む。

(ウ) (ア) と (イ) の就業期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

イ 裁量免除

借受人が、次のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた住宅支援資金に係る返還の債務を免除することができます。また、相続人へ請求してもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用できます。

なお、裁量免除の額はすでに返還を受けた金額は除きます。

また、(7) イに該当し契約が解除になった場合は該当しません。

(ア) 死亡、障害又は自己破産により、債務整理等を経てもなお貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき。

(イ) 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難と認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

(9) 返還猶予

借受人が次のいずれかに該当するに至ったときは、その事由が継続する期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還猶予ができます。ただし、(7) イに該当し契約が解除になった場合を除きます。

ア 返還免除対象業務に従事しているとき。

イ 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、債務を返還できないと認められるとき。

(10) 返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）には、貸付金を返還していただきます。

なお、返還の方法については、必ず市社協へご相談ください。返還期間は、一括払いの場合、市社協の指定する期日まで。月賦、半年賦、年賦の場合、5年以内の均等払いとします。また、返還計画に記載の期日内に貸付金が返還されない場合は、延滞元金に対し別に定める延滞利子を徴収します。

ア 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。

イ 貸付終了後1年が経過したとき（返還猶予期間中、免除の場合を除く）。

ウ 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 申請手続き等

(1) 貸付の申請

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付の申請手続きは、母子父子自立支援プログラムの策定手続きを行ったお住いの区の保健福祉センターで行います。

- ア 千葉市ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書（様式第1号の2）
- イ 児童扶養手当証書の写し（受給されていない方は、別途書類が必要です）
- ウ 1か月の家賃が確認できる書類の写し
- エ プログラムの写し
- オ 住居確保給付金決定通知書の写し（受給している場合のみ）
- カ 個人情報の取扱いについて（同意書）
- キ その他必要と認めるもの

《児童扶養手当を受給されていない方の場合、上記イに代わって必要な主な書類》

申請者の状況により必要書類が異なるため、必ず事前に区こども家庭課就業相談員にご相談ください。

- ・申請者本人及び扶養する児童の戸籍の全部事項証明書または戸籍の謄本
※発行後3か月以内のもの
- ・申請者本人及び生計を一にする者（16歳以上の者全員）の直近年の市県民税所得証明書
- ・世帯全員の記載のある住民票
※個人番号（マイナンバー）、および本籍の記載は不要
発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所のもの

(2) 貸付申請書記入上の注意

貸付申請書を記入する際は、次の点に注意してください。

- ア 訂正がある場合、修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印（または訂正署名）してください。
 - イ 申請書を消せるボールペンで記入しないでください。
 - ウ 申込書の署名欄は、自署の場合、押印を省略できます。ただし、訂正印を使用した場合、同じ印を署名欄にも押印してください。
 - エ 提出する書類等はコピーを取り、お手元に保管してください。
- ※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付の可否を判断することができず、審査保留となりますので提出前に十分確認をしてください。

3 貸付申請から貸付金交付までの手続きの流れ

貸付申請

申請書（様式第1号の2）に必要書類を添付し、申請者が居住する区の保健福祉センターに提出

区保健福祉センター・市こども家庭支援課で確認後、市社協に書類を送付



審査及び貸付決定

（1）市社協が貸付の可否を決定

（2）市社協より貸付の可否を、申請者に通知

①貸付決定の場合：貸付承認通知書（様式第2号の2）と借用証書（様式第4号の2）を送付

②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書（様式第3号の2）を送付



※以下は貸付決定の場合

契 約

貸付決定者は次の書類を、市社協に提出（決定通知のあった日から原則として14日以内）

①借用証書（様式第4号の2）

※裏面に振込先の口座情報を記載、および通帳（口座情報が確認できる部分）の写し（通帳がない場合、口座情報が確認できる書類）を添付。

貸付金額に応じた収入印紙を貼付（消印）が必要。

②印鑑登録証明書（借受人、法定代理人）

※借受人が未成年の場合は借受人の分は不要

注）重要書類のため、簡易書留やレターパックのご利用をお願いいたします。普通郵便による事故については、本会では責任を負いかねます。



資金の交付

借用証書（様式第4号の2）に記載された口座に貸付金を**3か月分ごとに送金**

※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません。

※2回目以降の送金は、求職活動現況届等必要書類の提出を確認後、送金します。

4 貸付金交付から貸付終了後1年以内の流れ

求職活動している方（3か月ごとに提出） 次の書類を市社協に提出

※必要書類の提出がなされない場合は、貸付金の送金を停止する場合があります。

- （1）求職活動現況届（様式第22号）
- （2）求職活動を行ったことを証明する書類等の写し

借受人は、次の場合、下記の書類を市社協に提出

①氏名・住所・連絡先等に変更があったとき

⇒住所・氏名変更届（様式第14号の2）

②プログラムに変更があったとき

⇒母子・父子自立支援プログラム変更届（様式第19号）

③住宅支援資金貸付金額・期間の変更をするとき

家賃額変更・住居費用に関する他制度の利用・変更等、または、借受人の希望により、貸付金額・期間を変更するとき

⇒貸付変更申請書（様式第20号）



申請や変更・届出内容を証明する書類等

貸付変更決定

③については、市社協は、貸付金額・期間変更の可否を決定し、借受人へ通知

貸付期間終了後1年以内に原則
プログラムに合致した就職・転職ができた場合

借受人は次の書類を区こども家庭課に提出（以後6か月ごとに提出）（※）

- ・業務従事届（第16号の2）
- ・労働条件通知書
- ・雇用契約等の事実が確認できる書類

※返還免除・返還猶予については、8ページ「5 返還免除・返還猶予の手続き」を参照

退職、従事先を変更した場合

借受人は、次の書類を区こども家庭課に提出

- ・退職・休職・復職・従事先変更届（様式第17号の2）
- ・業務従事証明書（様式第17号の2（別紙））
- ・【新たな従事先】上記「就職・転職ができた場合」の（※）の書類を提出

貸付期間終了後も
求職活動を継続している場合

- ・借受人は、求職活動現況届（様式第22号）と求職活動を証明する書類を引き続き3か月ごとに提出

就職

求職活動を再開した場合
（最大6か月）

5 返還免除・返還猶予の手続き

貸付期間終了後1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合、貸付金の返還を免除することができます。

なお、貸付期間終了後1年が経過したときに、免除要件を満たす就業を継続している場合や災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない返還の債務の履行を猶予することができます。

【免除の手続き】

返還免除申請

- ①原則として、貸付期間終了後1年以内に、プログラムで定めた目標に合致した就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き就業を継続した場合。
- ②就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。
- ③その他死亡等により住宅支援資金の返還が困難と認めるとき。

借受人は、下記の書類を、市社協（②、③の場合）または区こども家庭課（①の場合）に提出

【共通】返還免除申請書（様式第8号の2）

- ①就職・転職の場合 ⇒ 業務従事届（様式第16号の2）
- ②③死亡・障害等の場合 ⇒ 当該事実を証明する書類



返還免除決定

市社協から返還免除の可否を借受人に通知

返還免除決定の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還

【猶予の手続き】

返還猶予申請

借受人は返還が始まるまでに、下記の書類を、市社協へ提出

【共通】 返還猶予申請書（様式第7号の2）

①免除対象業務に従事した場合

⇒業務従事届（第16号の2）の写し（直近に提出したもの）

（※）7ページ「4 貸付金交付から貸付終了後1年以内の流れ」参照

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合

⇒猶予を受けようとする事実を証明する書類等



返還猶予決定

市社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に返還猶予承認（不承認）通知書（様式第9号の2）を送付



業務に従事

7ページ「貸付期間終了後1年以内に原則プログラムに合致した就職・転職ができた場合」、「退職、従事先を変更した場合」を参照

6 貸付金を返還することになった場合の手続き

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ア 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- イ 貸付終了後1年が経過したとき（返還猶予期間中、免除の場合を除く。）
- ウ 死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

貸付契約が解除となるのは、次の場合です。

- ア 貸付契約期間中に契約の解除を申し出たとき
⇒契約解除申請書（様式第5号の2）を市社協へご提出ください。
- イ 市社協が求める書類を期日までに提出しなかったとき
- ウ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき

返還の流れは、次のとおりです。返還に該当する場合は、11ページも参照のうえ手続きをしてください。

分割返還を希望する場合 （一括返還を希望する場合は、市社協へお申し出ください。）

返還の届出

- （1）借受人は市社協に返還計画申請書（様式第12号の2）を提出。※返還事由が生じた日の翌月15日までに提出がなければ、一括返還となります。
- （2）市社協は借受人に返還計画の承認通知を送付



返 還

借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



返還完了

返還が完了したときには、市社協から借受人等に借用証書と印鑑登録証明書を返却

※返還の方法

返還にあたっては、返還事由発生後すみやかに返還の方法や期間を市社協と相談してください。

(1) 返還手続き

【一括返還の場合】

ア 返還方法

返還は、市社協が指定する口座へ払い込む方法によるものとします。振込手数料は借受人の負担となります。

イ 返還期限

返還は、市社協が指定する期日までに払い込んでください。

ウ 延滞利子

正当な理由がなく、指定された期日までに入金を確認できない場合、別に定める延滞利子を加算します。

【分割返還の場合】

ア 返還方法と必要書類

返還は、市社協が指定する口座へ払い込む方法によるものとします。振込手数料は借受人の負担となります。

分割方法は、月賦、半年賦、年賦のいずれかで、返還期間内の均等払いとします。なお、端数が発生する場合は、初回の返還額に加算若しくは減額することとします。

必要書類：返還計画申請書（様式第12号の2）

※返還事由が発生した日の属する月の翌月15日までにご提出ください。ご提出がない場合、一括返還として、市社協の指定する期日までに全額返還していただきます。

イ 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります（返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます）。

返還期間は、5年以内とします。

ウ 払込み期日

払込み期日については支払月の25日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）とします。

エ 延滞利子

正当な理由がなく、返還計画に記載の期日より遅れると別に定める延滞利子を加算します。

(2) 残高のお知らせ

返還期間中、毎年2回（7月と1月）、返還状況と残高を文書で通知します。

(3) 督促状

支払期日から一定期間を過ぎても返還が確認できなかった場合は、借受人へ督促状を発行します。

7 ひとり親家庭住宅支援資金貸付制度に関する Q&A

Q1 返還の債務の当然免除となる「1年間引き続き業務に従事したとき」とは、どのような場合ですか

A 「1年間引き続き」とは、同一の企業等で1年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「6か月間引き続き業務に従事」しているものとみなします。

①一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合は、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長半年間とします。なお、求職活動とは、次のいずれかに該当する場合を言います。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を月に2回以上行っている場合

(ア) 公共職業安定所及び許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等

(イ) 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとします。

②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務従事機関には算入しません。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）

③雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとします。

- Q2 貸付対象に「児童扶養手当受給者（同等の水準含む）であって」とありますが、貸付当初にその所得水準を満たしていればよいですか。貸付途中で児童扶養手当の対象外になった場合、そこで貸付は打ち切りとなりますか。
- A 貸付当初に所得水準を満たしていれば、上限 12 月として貸付が可能です。申請時に所得が水準を超えている場合であっても、その前年の所得が水準を満たしている場合は対象となります。途中就業等により児童扶養手当の対象から外れた場合においても、上限 12 月の範囲内で貸付を継続することが可能です。
- Q3 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）による生活困窮者住居確保給付金の支給を受けている場合など、他制度による支援を受けている場合に貸し付けを受けることは可能ですか。
- A 可能です。ただし、その場合は、家賃額と他制度による支援を受ける額の差額を貸付額の上限とします。
- 例えば、家賃 7 万円のひとり親家庭が、住居確保給付金により 5 万円の支援を受けている場合は、本貸付金による貸付額の上限は差額の 2 万円以内となります。
- Q4 当然免除の要件として、「現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等」とありますが、「等」はどのような場合が想定されますか。
- A 例えば、現に就業している者が、資格取得等により給与による所得が高くなった場合や、非正規雇用から正規雇用になることで給与による所得が高くなった場合、所得が上昇しなくとも正規雇用されること等で雇用の安定が図られた場合等が考えられます。
- Q5 児童扶養手当の支給を受けていない者であっても、所得が児童扶養手当支給水準の世帯については本資金の貸付対象となるとありますが、これは、本人の所得のみですか。扶養義務者の所得の確認も必要ですか。
- A 児童扶養手当で所得を確認する範囲の世帯員の所得状況を確認します。
- また、公的年金を受給しているために児童扶養手当を受給していない方も所得が児童扶養手当水準であれば対象となります。
- Q6 貸付実施途中、子が児童扶養手当法上の年齢制限である 18 歳の年度末の到達を迎えた場合、契約解除理由にならず貸付を継続して問題ないですか。
- A 貸付を継続して差し支えありません。

Q7 貸付対象者の年齢制限はありますか（未成年は対象となるか）。また、貸付対象者が未成年の場合、要綱上、法定代理人（親権者）の同意を得る必要がありますか。

A 対象者の要件を満たす者であれば年齢制限はありません。
未成年に貸付を行う場合には、民法上の規定に基づき、法定代理人の同意を得なければなりません。

Q8 訓練促進資金の貸付けを受けている者は貸付けの対象となりますか。

A 訓練促進資金と住宅支援資金は併用して差し支えありません。

Q9 貸付決定後、転居したこと等により家賃額が変更する場合や、生活困窮者住居確保給付金など他制度による支援を受けるようになった場合には、貸付額の変更申請を行う必要がありますか。

A 転居等により家賃額が変更する場合や、他制度による支援を受けた場合には、その都度、変更申請を行う必要があります。（手続きについては7ページ参照）

Q10 貸付期間中に再婚等により貸付要件を満たさなくなった場合、資格喪失以前の貸付分については、償還免除の対象となりますか。

A 資格喪失以前の貸付分について、償還免除の条件に該当する場合には償還免除の対象となります。（免除の条件については8ページ参照）

Q11 自立支援プログラムによる支援の結果、目標とは異なる就職や高い所得が見込まれる転職等をした場合も貸付免除の対象になりますか。

A プログラムの目標に合致していない場合も、1年間引き続き就業を継続したときは償還免除の対象となります。

Q12 当然免除の要件としての就労先は、区域を問わないという理解で良いですか。

A 就労先の区域の制限は設けていません。

8 様式一覧

様式番号	様式名
様式第 1 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付申請書
様式第 2 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付承認通知書
様式第 3 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付不承認通知書
様式第 4 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付借用証書
様式第 5 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除申請書
様式第 6 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付契約解除通知書
様式第 7 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予申請書
様式第 8 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還免除申請書
様式第 9 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書
様式第 10 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還免除承認（不承認）通知書
様式第 11 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還猶予事由消滅届
様式第 12 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還計画申請書
様式第 13 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還計画承認通知書
様式第 14 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付住所・氏名変更届
様式第 16 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付業務従事届
様式第 17 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付退職・休職・復職・従事先変更届
様式第 17 号の 2 (別紙)	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付業務従事証明書
様式第 19 号	母子・父子自立支援プログラム変更届
様式第 20 号	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更申請書
様式第 21 号	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更承認通知書
様式第 21 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付変更不承認通知書
様式第 22 号	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付求職活動現況届
様式第 23 号の 2	千葉県ひとり親家庭住宅支援資金貸付返還完了通知書

